

日常生活用具種目 別表 1 (介護保険被保険者は介護保険制度を優先とする)

令和 8 年 4 月 1 日現在

種目	品目	対象者	性能
介護・訓練支援用具	特殊寝台	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 難病患者等においては、寝たきりの状態にある者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	(1) ① 原則として3歳以上の知的障害者(児)で障害の程度が最重度又は重度の者 ② 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の児童 ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者(常時介護を要する者に限る) ④ 上記対象者と障害の程度が同等であると認められた寝たきりの状態にある難病患者等(診断書等を要する。) (2) ① 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の児童であって自力では除圧動作が出来ない者 ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者で(常時介護を要する者に限る。)、自力では除圧動作が出来ない者 ③ 上記対象者と障害が同等程度であると認められた寝たきりの状態にある難病患者等で、自力では除圧動作が出来ない者(児)(診断書等を要する。)	(1) 失禁等による汚染若しくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したもの (2) じょくそう予防の機能を有するもの

	特殊尿器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が１級の者（常時介護を要する者に限る）難病患者等においては、自力で排尿できない者（児）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	原則として３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が１級又は２級の者（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で下肢又は体幹に係る障害の程度が１級又は２級の者（下着交換に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る）難病患者等においては、寝たきりの状態にある者（児）	介護者が、障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
	移動用リフト	原則として３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が１級又は２級の者 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害のある者（児）	障害者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）
	訓練いす	原則として３歳以上１８歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が１級又は２級の児	訓練用いすは原則として付属のテーブルを付けるもの 訓練用クッションは椅子に取り付けることで、訓練椅子と同等の機能を有するもの 訓練いす又は訓練用クッションはいずれか一方の支給とする。
	訓練用ベッド	難病患者等で下肢又は体幹機能障害のある者（児）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
	訓練用ベッド	難病患者等で下肢又は体幹機能障害のある者（児）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	原則として３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害者（児）で、入浴に介助を必要とする者 難病患者等においては、入浴に介助を要する者（児）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの
	浴槽 （湯沸器含む）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が１級又は２級の者	浴槽は実用水量 150 リットル以上のもの 湯沸器は 25℃上昇させたとき毎分 10 リットル以上給湯でき、安全性について配慮され浴槽の性能に応じたもの
	ポータブルトイレ	原則として学齢児以上の身体障害者	手すりのついた腰掛け式

レ	手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が１級又は２級の者 難病患者等においては、常時介護を要する者（児）	のもの
特殊便座	① 原則として学齢児以上の知的障害者（児）で障害の程度が最重度又は重度の者 ② 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、自ら排便の処理が困難で上肢に係る障害の程度が１級又は２級の者 ③ 難病患者等においては、上肢機能に障害のある者（児）	知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、設置又は取り換えに当たり住宅改修を伴うものは除く
頭部保護帽	① 知的障害者（児）で障害の程度が最重度又は重度の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ② 原則として、肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で転倒等により頭部を強打するおそれのある者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
イヤーマフ	原則として学齢児以上の知的障害者（児）で聴覚過敏のため診断書等により必要と認められる者（児）	両耳を覆うことで、聴覚過敏に対応でき、障害者（児）が容易に使用し得るもの
歩行補助杖 （１本杖）	身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者（児）又は難病患者等で支給により移動が可能となる者（児）	T字状・棒状の杖
移動・移乗 支援用具	原則として３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有する者で、家庭内の移動において介助を必要とする者 難病患者等においては、下肢が不自由な者（児）	①転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作補助、段差解消などの性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの ②移動のために、安全かつ容易に使用できるもの
火災警報器	① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、障害の程度が１級又は２級の者 ② 知的障害者（児）で障害の程度が最重度又は重度の者 （①②が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火装置	① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、障害の程度が１級又は２級の者	室内温度の温度上昇又は炎の接触で自動的に、消火液を噴射し初期火災を

		② 知的障害者(児)で障害の程度が最重度又は重度の者 ③ 難病患者(児)等 (①②③のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	消火し得るもの
	電磁調理器	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者 ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級の者 ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者 ④ 18歳以上の知的障害者で障害の程度が最重度又は重度の者 (いずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	障害者が容易に使用し得るもの
	ガス安全システム	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者(喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの
	音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上の者(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る)	携帯型の送信機により、メロディー又はチャイムが流れるもの 送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと
	屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が2級以上の者(聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
	環境制御装置	両上肢1級かつ両下肢1級又は体幹機能が1級である者で、実際に試用し、使用できることが確認できた者(日常生活用具判定会に諮る)	赤外線リモコン等を手元のスイッチなどで操作できるもの 基準額はスイッチなどの入力装置を含む ※付属品 上記本体との同時支給は

			ない 消耗品として上記環境制御装置に使用できるもの
	ルーム クーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸椎損傷等により体温調整機能を喪失した者（診断書等により、体温調整機能を喪失したと認められたものに限る。）	障害者が容易に使用し得るもの
	フラッシュ ベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に係る程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの
	身体障害者用 踏込三輪 自転車	学齢児以上で身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由の者（児）で、一般のペダル回転式自転車やアシスト式自転車を利用できない方。電動車いすの支給対象者は除く	身体障害者用に製作された三輪を有する自転車で、踏み込んだ時車輪に回転力を与えるもの。支給に当たっては、当該自転車を試用し、判定会にかけその適否について判断する。
等 支 援 具 在宅療養	透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とする自己連続携行式腹膜灌流患者に限る。（医師の証明書が必要である）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加湿器で透析液6本を同時に、適温に加湿し保温できるもの
	ネブライザー （吸入器）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上の者、又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる者 難病患者等においては、呼吸機能に障害がある者（児）	障害者（児）が容易に使用し得るもの 呼吸機能3級以上でない者については診断書が必要
	電気式 たん吸引器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上の者、又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる者 難病患者等においては、呼吸機能に障害がある者（児）	障害者（児）が容易に使用し得るもの 呼吸機能3級以上でない者については診断書等が必要
	酸素ボンベ 運搬車	おおむね 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能障害に係る障害の程度が原則として3級以上の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の支給を受けた者に限る）	障害者が容易に使用し得るもの
	酸素吸入装置	おおむね 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能障害に係る障害の程度が原則として3級以上の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、診断書等により酸素吸入装置の使用を認められた者に限る）	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの
	動脈血中酸素飽	身体障害者手帳の交付を受けた者又	呼吸状態を継続的にモニ

	和度測定器（パルスオキシメーター）	は難病患者等で、在宅酸素療法を行っている者で等診断書等により必要と認められる者（児）	タリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用できるもの
	空気清浄機	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの
	非常用電源装置	①原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、日常生活用具として電気式たん吸引器、ネブライザー及び透析液加温器動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）（以下「電気式たん吸引器等」という。）の電源を要する機器のいずれかの給付を受けたもの ②上記対象者と障害の程度が同等であると認められた難病患者等で、日常生活用具として電気式たん吸引器等の電源を要する機器のいずれかの給付を受けたもの	正弦波インバーター発電機は、障害者又は介護者が容易に使用し得るもので、ガスボンベ等で作動し、定格出力が880V A以上のもの ポータブル電源（蓄電池）は障害者又は介護者が容易に使用し得るもので、運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの 正弦波インバーター発電機又はポータブル電源（蓄電池）はどちらか一方の支給とする
	音声式体温計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者。（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有する者 ② 学齢児以上の知的障害者（児）又は高次脳機能障害者（診断書等で確認できる者）	① 携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの ② ピクトグラムやタッチパネルを使用し、知的障害者等のコミュニケーションを促進し、日常生活や就労・就学を助けるもの（PC用ソフトも含む、但しPC本体は除く） 実際に試用し、使える若しくは使える見込みが確認できた者（日常生活用

			具判定会に諮る)
	点字 ディスプレイ	18 歳以上の視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者（原則として視覚障害者 2 級以上かつ聴覚障害者 2 級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの
	点字器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）	① 32 マス 18 行両面書・真鍮製 価格は点筆を含むものであること ② 32 マス 18 行両面書・プラスチック製 価格は点筆を含むものであること ③ 32 マス 4 行片面書・アルミニウム製 価格は点筆を含むものであること ④ 32 マス 12 行片面書・プラスチック製 価格は点筆を含むものであること
	点字タイプ ライター	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が 1 級又は 2 級の者（就労・就学しているかあるいは就労が見込まれている者に限る）	容易に操作できるもの
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が 1 級又は 2 級の者	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用しうるもの
	視覚障害者用活 字文書 読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が 1 級又は 2 級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して

			出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの
	時計 （触読式・音声式）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者。学齢児以上の知的障害者（児）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用通信装置（FAX）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有する者で、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の変わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビ視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
	会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害に係る障害の程度が4級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの
	携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声言語機能に係る程度が3級以上の者	送信機による合図が、視覚、触覚などにより知覚できるもの
	情報・通信支援用具	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた上肢又は体幹、視覚に係る障害者（児）で2級以上の者でこれによらなければパソコンを使用できない者	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトで、肢体不自由者又は視覚障害者のために開発製造されたもの。実際に試用し、使用による効果が認められるもの（日常生活用具判定会に諮る、PC本体、バージョンアップ、運搬、取り付け、調整等の費用及びサブスクリプションサービスによる費用は除く）
	人口喉頭（笛式）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた音声言語機能をそう失した者（児）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの

	人工喉頭 (電動式)	学齡児以上の身体障害者手帳の交付を受けた音声言語機能をそう失した者 (児)	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
	点字図書	18 歳以上の視覚障害者で、主に情報の入手を点字によっている者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書
	大活字図書	視覚障害者で大活字図書の利用可能な者	市販の大活字図書及び大活字化した図書購入費・大活字費用合わせた額とする。 視覚障害者用ポータブルレコーダー等、他の日常生活用具での使用が困難であることが認められ、かつ、他法での補助が受けられない図書であること。学業若しくは就労に関する図書であること。
排泄管理支援用具	ストーマ装具 消化器系	身体障害者手帳の交付を受け、ストーマを造設した直腸機能障害者 (児)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型のラテックス製又はプラスチックフィルム製収納袋 (皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む)
	ストーマ装具 尿路器系	身体障害者手帳の交付を受け、ストーマを造設したぼうこう機能障害者 (児)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で、ラテックス製またはプラスチックフィルム製であり、尿処理用のキャップ付のもの (皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む)
	収尿器 (男子用)	身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう機能障害者 (児)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるラテックス製又はゴム製のもの
	収尿器 (女子用)	身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう機能障害者 (児)	普通型は耐久性ゴム製採尿袋を有するもの、簡易型はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの (採尿袋20枚を1組とする)
住宅設備改善	小規模改修 (※)	学齡児以上 65 歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの支給決定を受けた内部障害者 (児) (ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者) 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害がある者 (児)	手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他付帯工事
	中規模改修 (※)	学齡児以上 65 歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車いすの支給決定を受けた内部障害者 (児) 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害がある者 (児)	

	屋内移動設備 (※)	学齡児以上であって、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者及び補装具として車いすの支給決定を受けた内部障害者（児） 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害がある者（児）	
	階段昇降機 (※)	65歳未満で、下肢又は体幹の機能障害を有し、補装具として車いすの支給決定を受けた者で障害の程度が1級又は2級の者及び補装具として車いすの支給決定を受けた内部障害者（児） 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害がある者（児）	

※印の種目については、再支給することができない。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。